

## 函館市胃内視鏡検診運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 函館市における胃内視鏡検診の体制整備および運営等に必要な事項について検討を行い、もって胃内視鏡検診の適正かつ円滑な執行を図るため、函館市胃内視鏡検診運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、胃内視鏡検診の運営方針を決定する。

- (1) 検診の対象，検診の実施方法に関すること。
- (2) 検診医の認定に関すること。
- (3) 精度管理に関すること。
- (4) ダブルチェックの運用方法に関すること。
- (5) 研修会の実施に関すること。
- (6) 偶発症の対策，安全管理に関すること。
- (7) 検診データベースの管理に関すること。
- (8) その他胃内視鏡検診の体制整備および運営等に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公益社団法人函館市医師会が推薦する医師4人，うち2人は専門医および胃内視鏡検診を実施する医療機関の医師
- (2) 公益社団法人函館市医師会函館市医師会健診検査センターから1人
- (3) 函館市保健福祉部から1人

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職

務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月8日から施行する。